



広報

いながわ

第678号

7月15日
平成16年
(2004年)

毎月1日・15日発行

編集・発行 猪名川町 企画部 広報コミュニティ課

〒686 0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 072 (766) 8707 ファックス番号 072 (767) 2255

ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス koho@town.inagawa.hyogo.jp

町のあり方研究会の報告



猪名川町のこれからのまちづくり

現在、合併特例法により市町村合併が全国的に進められており、平成17年3月に現行の合併特例法の期限を迎えます。そこで、本町においても今後のまちのあり方について調査研究をするため、助役を座長とし部長クラスの職員で構成する「町のあり方研究会」を平成15年8月に発足し、議論を交えました。

このたび、研究会において一定の方向がまとまりましたので、皆さんに報告するとともに本町のまちづくりを考える資料としてください。

猪名川町の今、そして未来

●猪名川町の現状●

本町の人口は、昭和40年代後半からの大規模ニュータウンの開発により急激に増加しました。しかし、長引く経済情勢の低迷から2万9000人の人口が続いています。今後も大規模ニュータウンの人口増は期待できず、平成27年には3万4000人程度の伸び

平成17年3月に現行の合併特例法の期限を迎え、今後合併しない小規模自治体においては、地方交付税の大幅な削減などの厳しい状況が予想され、本町の財政状況に与える影響も不透明感を増しています。兵庫県下の合併への動向をみると、現在23市62町ある自治体が平成17年4月には29市14町程度になると見込まれます。

このような動向から、本町としても「市町村合併」は今後のまちづくりを進めるための一つの手段としてとらえ、本町の将来像はどうあるべきかを多方面から検討し、本町の魅力あるまちづくりを進めるためにはどういった課題があり、そのためには行政はどのようなべきかを研究してきま

（文化体育館）など、大規模施設整備を進めてきた結果、充実した公共施設が整っています。

また、多様な住居ニーズを的確に把握し、施策を展開していくため、参加と協働のまちづくりをさらに推進し、住民と行政が一体で取り組むことのできるまちづくりを推進するとともに、単独市町で行うよりも、複数市町で行う方が業務の効率が高くなり、効果的な財政運営が図れる広域行政についてもさらに研究を進め、広域連携の強化にも努めてまいります。

では、行政改革を進め、財政的に健全な財政運営が図れるように努めます。

●まちづくりの課題●

これからの地方自治体には地方分権の推進により、自己の自覚と責任で特色ある魅力あふれる行政運営が望まれています。そのためには、健全な行政運営、専門的な知識や高度な行政処理能力を持つ職員の育成・確保が必要となります。

また、全国的な問題ともなっている急速な少子高齢社会への対応、健全な財政運営、あるいは人口の定着および増加など社会情勢の変化を的確に把握し柔軟に対応していくかなければなりません。

●これからの猪名川町●

これからのまちづくりを考える際には、厳しい財政状況

本研究会の研究結果とし

合併の手続き方法

市町合併を行う際には、法定合併協議会を設置することになります。法定合併協議会設置については、行政主導で行う場合と、住民発議により設置する場合の2通りがあります。

行政主導の場合

(1) 事前協議

合併研究や任意の合併協議会といった組織をつくり、合併を検討する事実上の話し合いを持ちます。

住民発議の場合

(1) 住民発議

市町の有権者の50分の1以上の署名を集め、法定合併協議会の設置を市町に対して請求します。

(2) 法定合併協議会の設置

法定合併協議会は、合併の是非を含めあらゆる事項を正式に話し合う場で、設置には関係市町の議会の議決が必要となります。この協議会で合併する方向が決まれば、合併後の将来図とその実現方法を新市町村建設計画にまとめます。

(3) 合併協定書の締結

法定合併協議会において、合併の協議が整えば合併協定書を締結します。

(4) 市町村合併の議決

合併協定書に沿って各市町が議決します。

(5) 知事への申請

関係市町長から申請します。

(6) 県議会の議決・知事の決定

県議会の議決を経て、知事が市町村合併を正式に決定します。

(7) 総務大臣への届出・総務大臣の告示

総務大臣の告示により、合併の効力が発生し、新しい市や町が誕生します。

問合せ

企画政策課

766・8711

報告書の全編は町ホームページで公表しています。また、企画政策課、日生・六瀬住民センター、生涯学習センターでも閲覧できます。

このため、平成17年3月までに特定の自治体との合併に向けて協議を急ぐ状況ではないとの結論になりました。しかし、市町村合併議論については、今後も引き続き国・県の動向を見極めながら住民の皆さんの意向や議会の意見を聴き、継続して検討していくこととします。

て、財政的には厳しい状況にあるものの、恵まれた基金保有から、これまで取り組んできたまちづくりを継承し、単独行政で存続する場合でも、住民生活に大きな不利益は生じないと考えます。

【表1】

財政予測の推移

単位：百万円

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方税	3,716	3,704	3,713	3,727	3,744	3,766
地方交付税	1,844	1,793	1,638	1,584	1,509	1,479
その他の収入	1,781	1,481	1,481	1,481	1,481	1,486
歳入計	7,341	6,978	6,832	6,792	6,734	6,731
人件費	2,223	2,264	2,299	2,285	2,246	2,240
扶助費	180	183	187	191	194	198
公債費	1,862	1,953	1,216	1,205	1,211	1,221
投資的経費	362	765	550	504	520	458
物件費	1,721	1,726	1,731	1,736	1,742	1,747
その他の支出	1,666	1,381	1,398	1,416	1,433	1,451
歳出計	8,014	8,272	7,381	7,337	7,346	7,315
歳入歳出差し引き	▲673	▲1,294	▲549	▲545	▲612	▲584
積立て基金残高	6,293	5,002	4,456	3,915	3,306	2,723